スイスパス有効手続き

出発前にお渡し致しますスイスパスは現地にて有効手続きをしてからの利用となります。

(1) スイスパスの場合

お客様のご予約のツアー行程でスイスパスの利用開始日に当たる一番最初の日に駅の窓口にてスイスパスとパスポートを人数分ご提示ください。係員がスイスパスにスタンプを押してくれますので、それからが利用開始となります。スイスパス有効手続き後は連続日数使用となりますので、例えば 4 日間のスイスパスでありましたら、手続き後連続 4 日間の利用、有効期間となりその後は使用できません。

(2) スイスフレキシーパスの場合

スイスフレキシーパスもスイスパス同様有効手続きが必要なります。
フレキシーパスは有効手続き後、お客様が列車を利用したいお日にちをパスに記載されているマス目に記入致します。マス目に記入した日のみ列車が乗り放題となります。例えば 4 日間のフレキシーパスであれば 4 つマス目があり、お客様のご予約のツアー行程で都市間の移動がある日のみマス目に日にちと月を記入して利用します。スイスフレキシーパスはスイスパスと違い有効手続き後の連続使用ではないので、くれぐれも乗車日にパスのマス目にお日にちを記入忘れのないようにお気をつけ下さい。また、スイスフレキシーパスは利用日以外（マス目に日にちを記入していなくても）もスイス国鉄、市営バス ，登山電車などの切符を割引料金でご購入できます。切符を窓口で購入の際にパスをご提示ください。

●ご注意ください●

スイスパス、フレキシーパスは有効手続きをする前にパスを破ったり、記入したりしますと無効になりますのでお気をつけください。
また、パスを有効手続きしないで電車に乗車しますと罰金となりますのでご注意ください。有効手続き後はスイス国鉄のどの電車に乗車しても乗り放題となります。パスは 1 等パス、2 等パスとありますが、1 等パスであれば列車の車両に 1 と書いてある 1 等車両のご利用となり、2 等パスであれば 2 と書いてある車両へのご乗車となります。2 等パスでの 1 等車両のご利用はできませんので、お間違えのないようにご乗車ください。乗車後の席は自由席となります。検札官が来たらパスをご提示ください。

（3）氷河特急などの観光列車は全て事前の座席指定が必要となり、スイスパスで乗車代はカバーされますが、別途指定券の購入が必要となります。氷河特急などの観光列車が行程にあるツアーは事前に指定券もお手配しておりますので、乗車日に指定の車両、座席にご乗車頂き、検札官が来たらスイスパスと指定券をご提示ください。